

# 沿 革

## 1. 工学会と土木学会

本会の創立は大正3年(1914)11月24日である。本会の半世紀の流れを述べる前にその前身ともいべき日本工学会の動きに目を向けてみる。わが国の工学に関する学会の母体となった工学会は明治12年(1879)の創立である。設立当初の工学会はわが国における工学のあらゆる分野を包含し会員数も年々増加し明治23年5月に、第1回大会を開催したときは1200名を数えるに至った。しかし時勢の進歩、工業の隆盛とともにそれぞれの専門分科別に独立していった。まず最初に明治18年(1885)日本鉱業会が独立、翌19年には造家学会(現日本建築学会)、21年には電気学会、さらに30年(1897)には造船協会と日本機械学会、31年には工業化学会および鉄道協会と相ついで設立されていった。

当時の工学系の専門を7科と見れば上記の6学会のほかには当然土木学会の存在を見なければならぬ。本学会が大正3年まで独立しなかったのは工学会において土木関係者が主流をなし、重要な地位を占めていたこと、鉄道協会の設立により相当数の土木技術者がここに参加していたこと、などが理由として考えられよう。

土木学会の設立は後の勧誘の手紙にもみられるように当時の工学界の動きを考えた場合むしろ遅すぎたということができよう。

本会の独立後数年にして工学会はその組織を大幅に変更し、大正11年には個人会員制を廃止して、本会をはじめ、日本鉱業会、日本鉄鋼協会、建築学会、電気学会、火兵学会、暖房冷蔵協会、工業化学会、電信電話学会、機械学会、照明学会の関連12学会の法人もしくは代表者をもって組織されるようになり、その後会員数もかなり増えたが、その当時の形態を維持しながら今日におよんでいる。

## 2. 土木学会の創立

土木学会設立の機運が熟したのは大正3年3月30日、土木学会創立の件につき協議をするため古市公威氏から石黒五十二氏外28氏に書面を発送し、うち17名が4月6日、当時東京市京橋区山城町の工学会へ参集して第1回の協議会を開催したときに始まる。

この日、古市公威氏より土木学会設立の趣旨が述べられ、万場一致をもって学会設立の有志者になることを快諾したので、まず大体の方針を協議し、つづいて土木学会設立趣意書および学会定款ならびに同規則の草案を起草するため、岡田竹五郎氏、吉村長策氏、日下部弁二郎氏、古市公威氏、近藤虎五郎氏、近藤仙太郎氏、広井勇氏を特別委員にあげた。特別委員は日をあらためて4月12、17、22日および26日の4回にわたり会合を聞き、慎重に研究討議を重ねて草案を作成し、これを5月5日の設立有志者会合に提出した。

この会合には19名が出席し、まず定款を議題に上げ各条項を十分に審議し、草案に修正を加え深夜になってその全部を議了した。さらに5月17日参加者21名を得て再度設立有志者会合を開き、規則および趣意書その他の案件を討議のうえ議了し、なお、下記の方々に対し、この際発起人となって頂きたい旨を勧誘することに決定した。

1. 東京・京都大学土木工学科明治40年以前の卒業生
2. 元札幌農学校土木工学科卒業生
3. 熊本高等工業学校土木工学科卒業生
4. 以上のほか土木学界に顕著なる人

以上で発起人総会に提出すべき案件が全くととのったので5月29日より同31日にわたり前記の決議にもとづいて、土木工学専門家600余名にあててつぎのような創立趣意書と定款および規則の案を添えて発送した。

拜啓 益々御清栄奉大賀候陳者今般同志相謀リ 別紙趣意書ノ如ク新ニ土木学会ヲ 設立致度候ニ付キ其發起人 タルコトヲ御承諾相成候様致度存候尤モ現ニ工学会ノ 存在候今日更ニ 土木学会ヲ設クルハ如何トノ御説モ可有之ト 存候得共御承知ノ如ク同会ハ其目的トスルトコロ 工学全般ヲ網羅 スルモノニ候ヘハ一学科専攻ノ機関トシテハ不適當ナルモノニ 有之且ツ工学会ニ於テモ 目下其組織ヲ変更シテ 通俗的ノモノヲシメントスルノ議アリ旁々以テ土木学会ノ新設ハ 刻下適切ノ時期ニシテ寧ロ 其設立ノ晩カリシヲ感スル 次第ニ有之候間此際奮テ 御賛同被下度此段貴意ヲ得候

追テ本会創立總會ニ於テ 決定スヘキ本会定款及規則ハ 先般來討議ヲ重ネ 別紙記載ノ通り立案候ニ付右ニ対シ 御意見有之候ハバ總會前ニ於テ取極メ度候間本月 20 日迄ニ御申越被下度候  
大正 3 年 6 月 1 日

有志者總代

- 石 黒 五十二    沖 野 忠 雄    大 屋 権 平
- 野 村 龍 太 郎    古 市 公 威    平 井 晴 二 郎
- 仙 石 貢

**土木学会設立趣意書**

泰西諸國ノ工学界ヲ 觀ルニ各専門家ハ 競フテ新學ノ研鑽ニ 従事シ致々トシテ倦マズ 各自研究實驗ノ成績ヲ發表討議スルノ 機関トシテハ 則チハ学会ヲ 興シ刊行物ヲ 頒布シ 恒ニ新學ノ進歩發展ヲ 怠ラサルヲ 期ス斯學現時ノ 隆盛ヲ 致セル蓋シ偶然ニアラサルナリ而シテ我國ニ於テモ現ニ 機械、電氣、建築等ノ如キ既ニ各専門ノ学会ヲ 設立シ研鑽ヲ 怠ラサルハ 我工業界ノ 為メ賀ス可キナリ然ルニ吾人専攻ノ 土木学科ニ至リテハ 學界其人ニ乏シカラス 事業亦尠少ナラサルニ 抱ハラス今日ニ至ルマテ 末々土木学会ノ 設立ヲ 見ル得サリシハ 誠ニ遺憾ノ 極ニシテ亦工學界ノ 一大欠点ナラストセス 仍テ吾人茲ニ土木学会ヲ 設立シ 會誌ヲ 刊行シ 研究討議ノ 途ヲ 開ラキ汎ク 意見ヲ 交換シ以テ 土木工學ノ 進歩及 土木事業ノ 發達ニ 資セン事ヲ 期ス

**土木学会定款案**

總 則

- 第 1 条 本会ハ土木工學ノ進歩及ヒ土木事業ノ發達ヲ 図ルヲ以テ目的トス
- 第 2 条 本会ハ土木学会ト 稱シ事務所ヲ 東京市京橋區山城町 15 番地ニ 置ク  
事務所ノ位置ノ 変更ハ 東京市内ニ於テスル場合ニ 限リ 役員會之ヲ 為スコトヲ 得
- 第 3 条 本会ハ地方ニ 支會ヲ 設クルコトヲ 得  
會 員
- 第 4 条 次ノ 資格ノ一ヲ 有スル者ハ 土木学会規則ノ 定ムル所ニ 依リ 會員タルコトヲ 得
  - 1. 工學専門ノ 高等教育ヲ 受ケ其程度ニ 依リ 5 箇年乃至 10 箇年 以上其業務ニ 従事シタル者
  - 2. 土木工學設計ノ 技能ヲ 有シ 5 箇年 以上重要ナル 工 事ヲ 担任シタル者
- 第 5 条 本会ニ 賛助員 准員及ヒ 學生員ヲ 置クコトヲ 得其 資格及

ヒ 權利義務ハ 土木学会規則ニ 於テ之ヲ 定ム

- 第 6 条 會員ニシテ 本定款若ハ 土木学会規則ニ 違背シ又ハ 本会ノ 名譽ヲ 汚スノ 行為アリト 認メラレタル者アルトキハ 本会ハ 役員會ノ 議決ヲ 經テ之ヲ 除名スルコトヲ 得  
會 費
- 第 7 条 會員ハ 土木学会規則ノ 定ムル所ニ 依リ 會費ヲ 負擔ス  
役 員
- 第 8 条 本会ニ 左ノ 役員ヲ 置ク
  - 1. 會 長                    1 名
  - 2. 副 會 長                2 名
  - 3. 常 議 員
 常議員ノ 數ハ 土木学会規則ニ 於テ之ヲ 定ム
- 第 9 条 本会ノ 理事ハ 3 名トシ 會長及ヒ 副會長ヲ 以テ之ニ 充ツ
- 第 10 条 役員ハ 總會ニ 於テ 東京市及ヒ 其付近在 住會員中ヨリ 帝國 在住會員ノ 投票ニ 依リ之ヲ 選舉ス  
同數ノ 投票ヲ 得タル者 2 人以上アリテ 定員ヲ 超過スルトキハ 年長者ヲ 當選トス
- 第 11 条 會長ノ 任期ハ 1 箇年トシ 重任スルコトヲ 得ス  
副會長及ヒ 常議員ノ 任期ハ 2 箇年トシ 毎年其 半数ヲ 改選ス 重任スルコトヲ 得ス
- 第 12 条 役員ニ 臨時欠員ヲ 生シタルトキハ 役員會ニ 於テ之ヲ 補選スルコトヲ 得  
補選セラレタル 役員ハ 前任者ノ 殘期間に 在職スルモノトス
- 第 13 条 役員會ハ 會長 副會長 常議員ヲ 以テ之ヲ 組織ス
- 第 14 条 本定款及ヒ 法律ニ 於テ特ニ 總會ノ 權限ニ 屬セシメル 會 務ハ 總會 役員會ノ 議決ヲ 經テ 理事之ヲ 処理ス  
會 計
- 第 15 条 本会ノ 經費ハ 會費 寄付金 其他ノ 收入ヲ 以テ 支弁ス  
會 合
- 第 16 条 本会ハ 毎年 1 回 總會ヲ 開キ 事業及ヒ 決算ノ 報告ヲ 為ス  
ヘシ
- 第 17 条 本会ハ 土木学会規則ニ 臨時總會ヲ 開クコトヲ 得
- 第 18 条 總會ハ 役員會ノ 議決ヲ 經テ 理事之ヲ 招集ス
- 第 19 条 總會ニ 於テ 出席員 4 分ノ 3 以上ノ 同意アルトキハ 第 22 条ノ 場合ヲ 除クノ 外予メ 通知セザリシ 事項ニ 就キ 決議ヲ 為スコトヲ 得
- 第 20 条 會員ハ 自ラ 會場ニ 出席スルニ 非サレハ 會議ニ 与カリ又ハ 表決ヲ 為スコトヲ 得ス  
但シ 第 10 条ノ 役員選舉ニ 関シテハ 投票ヲ 送付スルコトヲ 得  
雜 則
- 第 21 条 本定款ノ 施行ニ 必要ナル 事項ハ 土木学会規則ヲ 以テ之ヲ 規定ス  
土木学会規則ハ 總會ニ 於テ之ヲ 定ム
- 第 22 条 總會ニ 於テ 全會員 5 分ノ 1 以上 出席シ 其 4 分ノ 3 以上ノ 同意アルトキハ 本定款ヲ 改正スルコトヲ 得  
改正案ハ 總會 招集ノ 日ヨリ 少クモ 15 日以前ニ 之ヲ 會 員ニ 通知スルコトヲ 要ス  
附 則

第1回ニ選挙セラレタル会長並ニ抽籤ヲ以テ定メタル副会長及常議員ノ各半数ノ任期ハ大正5年1月ノ総会マテトシ副会長及常議員ノ残半数ノ任期ハ大正6年1月ノ総会マテトス

土木学会規則案

- 第1条 会員タラント欲スル者ハ会員2名以上ノ紹介ヲ以テ入会希望書ヲ会長ニ差出スヘシ  
前項ノ希望者アリタルトキハ会長ハ之ヲ役員会ノ議ニ附シ入会ノ可否ヲ定ム
- 第2条 入会ノ承認ヲ得タル者ハ入会金 10 円ヲ納付スヘシ  
前項ノ入会金ヲ受領シタルトキハ入会者ノ姓名ヲ会員名簿ニ登録ス
- 第3条 退会セント欲スル者ハ其旨ヲ会長ニ申出ヘシ
- 第4条 本会ノ趣旨ヲ賛成シテ一時ニ金 200 円以上又ハ之ニ相当スル物件ヲ寄附スル者ヲ賛助員トス
- 第5条 賛助員タラント欲スル者ハ会員1名以上ノ紹介ヲ以テ金額又ハ物件寄附ノ申込書ヲ会長ニ差出スヘシ  
寄附ノ金員又ハ物件ヲ受領シタルトキハ寄附者ノ姓名ヲ賛助員名簿ニ登録ス
- 第6条 次ノ資格ノ1ヲ有スル者ハ准員タルコトヲ得  
1. 工学専門ノ高等教育ヲ受ケタル者  
2. 工学ノ知識ヲ有シ3箇年以上土木工事に従事シタル者
- 第7条 准員タラント欲スル者ハ会員2名以上ノ紹介ヲ以テ入会希望書ヲ会長ニ差出スヘシ  
入会ノ承認ヲ得タル者ハ入会金 5 円ヲ納付スヘシ  
前項ノ入会金ヲ受領シタルトキハ入会者ノ姓名ヲ准員名簿ニ登録ス
- 第8条 工学ニ志アル者ハ年令満 30 オニ達スルマテ学生員タルコトヲ得
- 第9条 学生員タラント欲スル者ハ会員若ハ准員1名以上ノ紹介ヲ以テ入会希望書ヲ会長ニ差出スヘシ  
入会ヲ承認シタルトキハ其姓名ヲ学生員名簿ニ登録ス
- 第10条 賛助員准員及ヒ学生員ハ会務ノ議定ヲ除クノ外会員ノ権利ヲ享有ス
- 第11条 会員ノ会費ハ年額金 12 円トシ毎年2月, 6月, 10月ノ3度ニ分納スヘシ  
新ニ入会シタル者ハ月割ヲ以テ会費ヲ納付スヘシ  
一時ニ金 100 円ヲ納付シタル者ハ以後会費ノ負担ヲ要セス
- 第12条 会員 6 箇月以上会費ノ納付ヲ怠リタルトキハ会長ハ役員会ノ議ヲ経テ会員タル特權ノ行使ヲ停止スルコトヲ得  
怠納 2 箇年ニ及フ者ハ定款第 6 条ニ依リ之ヲ処分スヘシ
- 第13条 退会其他ノ事由ニ依リテ会員ノ資格ヲ失ヒタル者ハ既ニ納付シタル会費ノ返還ヲ求メタルコトヲ得又本会ニ對シテ負フタル債務ハ之ヲ弁償スヘシ
- 第14条 准員ノ会費ハ年額金 6 円トシ毎年2月, 6月, 10月,

- ノ3度ニ分納スヘシ  
一時ニ金 50 円ヲ納付シタル者ハ以後会費ノ負担ヲ要セス
- 第15条 前条第2項ノ准員カ会員ニ転シタルトキハ其会費ハ年額金 6 円トシ転シタル時ヨリ月割ヲ以テ之ヲ納入スヘシ  
前項ノ会員カ更ニ一時金 50 円ヲ納付シタル時ハ以後会費ノ負担ヲ要セス
- 第16条 学生員ノ会費ハ年額金 3 円トシ毎年2月, 6月, 10月, ノ3度ニ分納スヘシ  
但月割ヲ以テ毎月納付スルヲ妨ケス
- 第17条 会長ハ本会ノ事務ヲ總理シ総会及ヒ役員会ノ議長トナル  
副会長ハ会長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス
- 第18条 定款第8条ノ常議員ノ定員ハ8名トス
- 第19条 本会ニ次ノ職員ヲ置ク  
1. 主 事 2 名  
2. 編集委員 5 名
- 第20条 主事ハ庶務, 會計及ヒ会誌刊行ノ事務ヲ掌ル
- 第21条 編集委員ハ会誌原稿選定ノ事務ヲ掌ル
- 第22条 役員及ヒ職員ハ総テ名譽職トス
- 第23条 職員ハ役員会ニ於テ会員中ヨリ推選セラレタル者ニシテ其任期ハ1箇年トス  
但シ再選セララルコトヲ得
- 第24条 会長ハ有給事務員若干名ヲ任用スルコトヲ得
- 第25条 会長ハ毎年11月ニ於テ翌年1月ヨリ12月ニ至ル1箇年収支予算ヲ調製シ役員会ノ承認ヲ經ヘシ
- 第26条 会長ハ毎年1月ニ於テ前年中ノ収支決算財産債權及ヒ債務ノ状況ヲ調査シ役員会ノ承認ヲ經テ同月ノ総会ニ報告スヘシ
- 第27条 予算費目内ノ支出ハ会長之ヲ專行スルコトヲ得  
予算費目ノ流用ハ役員会ノ議決ヲ經ルヲ要ス
- 第28条 会長ハ常用雜費ヲ支払ノ為メ役員会ノ定ムル所ニ依リ主任者ニ現金前渡ヲ為スコトヲ得
- 第29条 総会ハ毎年1月之ヲ開ク  
総会ニ於テハ會長講演ヲ為ス
- 第30条 臨時総会ハ役員会カ必要ト認ムルトキ又ハ全会員 10 分ノ1以上ノ請求アルトキ之ヲ開ク
- 第31条 役員会ハ役員半数以上出席スルニ非サレハ議決ヲ為スコトヲ得ス
- 第32条 総会及ヒ役員会ノ出席員ノ過半数ヲ以テ之ヲ可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス
- 第33条 本会ハ毎年3回以上講演会ヲ開キ毎年6回以上会誌ヲ発行ス
- 第34条 本会ハ土木工学又ハ土木事業ニ就テ特ニ功勞アル者ニ對シ役員会ノ議決ヲ經テ之ヲ旌表スルコトアルヘシ
- 第35条 定款第6条並本則第1条第2項及ヒ第3条ノ規定ハ賛助員, 准員及ヒ学生員ニ本則第11条第2項第12条及第13条ノ規定ハ准員及ヒ学生員ニ之ヲ準用ス

- 第36条 支会ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ム  
 第37条 總會ニ於テ全會員 10 分ノ 1 以上出席シ其 4 分ノ 3 以上ノ同意アルトキハ本規則ヲ改正スルコトヲ得  
 但シ改正案ハ總會招集ノ日ヨリ少クモ 15 日以前ニ之ヲ會員ニ通知スルコトヲ要ス  
 附 助  
 第 1 回ノ職員ノ任期ハ大正 5 年 1 月マテトス  
 × × ×

この勧誘に対して発起人になることを承認した方々は 380 余名であった。そこで創立總會開催に処する各種の案件を協議するため大正 3 年 6 月 21 日設立有志者の会合を開き 14 名の出席を得、つぎのことが協議された。

1. 本会設立の認可をうるに必要な手段を採ること
2. 上記の都合により創立總會の期日を定むること
3. 創立總會の場所及び形式等は委員に一任すること
4. 発起人の寄付金は随意とすること

大正 3 年 8 月 10 日、各発起人に対して有志者総代石黒五十二氏外 6 名の名儀をもって発起人總會開催の通知が送られ、大正 3 年 9 月 15 日京橋区築地精養軒において発起人總會を開催した。この日は古市公威氏が座長となり、定款および規則案作成の経緯について説明があり、いずれも原案どおり可決した。ついで役員の選挙を行ない投票総数 128 をもって開票の結果つぎの諸氏が当選した。

会 長	古市 公威	副会長	野村 竜太郎
副会長	沖野 忠雄	常議員	中山 秀三郎
常議員	古川阪次郎	同	日下部弁二郎
同	白石 直治	同	近藤 虎五郎
同	仙石 貢	同	広 井 勇
同	石黒五十二		

これらの役員は 9 月 22 日に役員会を開き、つぎの職員（現在の委員）を推せんしている。当時の職員は編集関係者が占めていたことは 1 巻 1 号の刊行を間近にひかえて早急に土木学会誌の刊行の準備にとりかかったためと思われる。

主 事	名井 九介	主 事	生野 団六
編集委員長	柴田 睦作	編集委員	岡野 昇
編集委員	宮川 清	同	直木倫太郎
同	吉村 恵吉		

当時、これらの関係者はきわめてひんぱんに会合を重ね着々と土木学会の基礎固めに努力したことが伺われる。9 月 30 日、古市会長、沖野・野村両副会長ら 3 人の連名をもって東京府知事を経由して文部大臣あて法人設立を願い出、同 11 月 24 日付をもって文部大臣から社団法人土木学会設立の件が許可され 12 月 9 日東京区裁判所において法人設立登記をすませ、ここに正式に土

木学会の創立を見たわけである。土木学会創立の機運が熟した 3 月以来 8 カ月の単期間で社団法人土木学会が誕生した陰には古市初代会長をはじめ関係者のなみなみならない努力があった。この間の動きについては土木学会誌第 1 巻第 1 号に詳細に記述されている。

### 3. 創立後の経過

創立当時の定款第 1 条に「本会は土木工学の進歩および土木事業の発達を図るをもって目的とす」と記述されているように本会は創立後 50 年間常にこの目的に向かって進んできた。創立間もない大正 4 年 2 月には土木学会誌第 1 巻第 1 号が刊行されたのをはじめ、今日まで創立当初の精神をうけつぎ、多くの困難にぶつかりながらも土木技術者の集団として、あるときは社会の要望に答え、またあるときは社会に働きかけるなどして成長してきた。創立当初は会員もわずか 443 名であったものが今日では 19000 名と比躍的に増え、なお年々増加の傾向をたどっている。また、機関誌である土木学会誌も創立当時は隔月刊であったものが現在では月刊誌となり、内容も充実し、多くの会員の期待を満足すべく着々と改善されつつある。このほか 29 年 4 月からは会誌とは別に論文集が定期的に刊行されるようになり、これもまた 37 年 4 月から月刊となった。時代の進展に即応して、土木工学、土木技術の発展は基礎研究の充実とともに、一部にはそれぞれ専門分野への分化の傾向もみられるが、本会の常置委員会は後述のように非常に多く、各所からの委託研究をはじめ、大学土木教育委員会、高校教育委員会など、本会でなければできない新しい委員会もつぎつぎと設置され、常置委員会、委託研究委員会とも委員会は今後も増加の傾向にある。そのほか、委員会の調査検討を得た示方書をはじめとする各種の出版物、講演会・シンポジウムの開催、関連他部門との協力、海外との交流、国際会議への積極的な参加など多くの事業を行なっている。これらの経費をまかなうためには会員の増加をはじめ、出版、広告収入などの増大をはかり健全な財政を維持するよう努力している。

### 4. 事 務 所

本会の事務所は創立当時は東京市京橋区山城町 15 番地の工学会事務所内に置かれた。その後つぎのような変せんを経て現在は昭和 29 年の創立 40 周年記念に建設された独立の建物に 32 年 3 月に移転した。そして 50

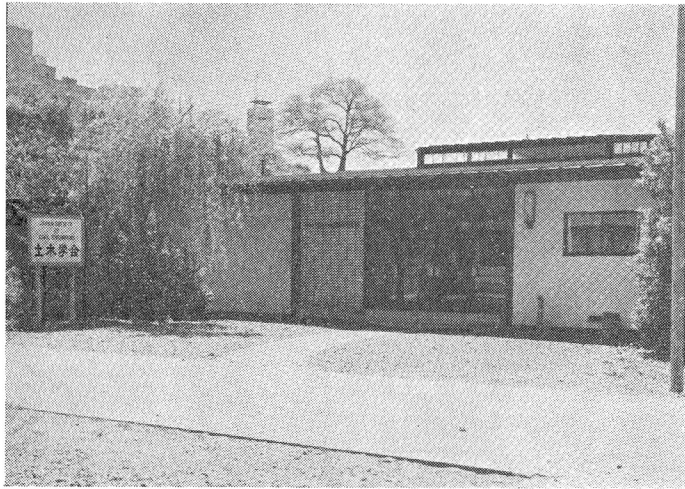
周年を迎えた今日では 50 周年記念事業として土木図書館の建設も終え、現事務所の一部改装が行なわれている。

事務所の変せん

- 大正 3 年 11 月 東京市京橋区山城町 15 番地  
工学会事務所内に置く。
- 大正 5 年 3 月 1 日 東京市麹町区有楽町 1 丁目 1 番地  
帝国鉄道協会内に移る。
- 昭和 2 年 4 月 22 日 東京市麹町区永楽町 1 丁目 1 番地  
丸ビル内に移る。
- 昭和 3 年 7 月 25 日 東京市麹町区八洲町 1 丁目 1 番地  
時事ビルに移る。
- 昭和 6 年 8 月 2 日 東京市麹町区丸ノ内 1 丁目 6 番地ノ 1  
海上ビルに移る。

- 昭和 9 年 7 月 29 日 東京市麹町区丸ノ内 3 丁目 6 番地  
ユニオン館に移転。
- 昭和 18 年 戦時中一時三軒茶屋に疎開し、戦後ユニオン館に復帰したが間もなく連合軍の接収により明渡し。
- 昭和 21 年 6 月 15 日 東京市京橋区新川 2 の 12  
鹿島建設KK の 1, 2 階を無料借用。
- 昭和 23 年 当時の副会長の尽力により鉄道博物館跡であった千代田区大手町 2 の 4 の国鉄用地を借用し建設に着手。
- 昭和 24 年 4 月 13 日 東京市千代田区大手町 2 の 4 に移転。
- 昭和 26 年 12 月 国鉄高架線の増設にともない増借の上増築し事務室を拡築。
- 昭和 32 年 3 月 31 日 東京都新宿区四谷一丁目現在地に移転。

現在の事務所の正面全景



故工学博士 古市公威氏筆蹟

(古市初代会長が生野主事にあてた書簡)

